

2018年春季労使交渉妥結に関するお知らせ

ニトリ総合職社員 賃金改定

一人平均 **8,386円 (2.50%)**

<内訳>

・ベースアップ含む賃金改善 **3,035円 (0.91%)**

ベースアップ15年連続実施

<その他労働条件>

・年間休日数を1日増加(賃金換算0.54%相当)

パート・アルバイト社員 賃金改定(時給)

一人平均 **30.7円 (3.00%)**

※制度による昇給にベースアップを含む賃金改善

ベースアップ5年連続実施

株式会社ニトリホールディングス(本社:札幌市北区 代表取締役社長:白井 俊之)では、2018年春季労使交渉におきまして3月19日(月)、上記内容にて労使妥結に至りました。

今回、株式会社ニトリの総合職社員の月例給につきましては一人平均8,386円(2.50%)の賃金改定を決定しました。さらに「働き方改革」の推進に向けた取り組みとして、年間休日数を1日増加し116日としております。年間休日数増加の賃金換算分を含めると一人平均10,194円3.04%相当の改定となります。また、パート・アルバイト社員の時給につきましては一人平均30.7円(3.00%)の賃金改定を決定し、その他の社員群につきましても、以下に記載のとおり賃金改定を決定しております。また、現在の採用環境を踏まえ、当社の採用競争力向上を図るために、新卒初任基本給の引上げを実施することを決定しました。

■2018年春季労使交渉における考え方

継続的な円安基調による原材料価格の高騰及び物流関連コストの上昇、さらには業態を越えた販売戦争のさらなる激化等、当社を取り巻く経営環境は決して楽観視できない状況と認識しております。

しかしながら、当社にとって賃上げを始めとする労働条件の改善は一過性のものではなく、労使協働で継続的に取り組むべき課題と捉えております。さらに、今期においては5年連続となる政府からの賃上げ要請、「働き方改革」の推進が求められる中、多様な働き方の推進、処遇全体の向上に継続的に取り組むことが、従業員の士気向上、生産性向上につながるものと考え、本交渉に臨みました。

その結果、今年度、株式会社ニトリの総合職社員につきましては15年連続となるベースアップの実施を決定しました。さらに、25,000人を超えるパート・アルバイト社員につきましても株式会社ニトリの総合職社員を上回る賃金改定率で、5年連続となるベースアップの実施を決定しました。また、その他の社員群につきましても、株式会社ニトリの総合職を上回る賃金改定率での賃金改定を決定しております。

実施概要

<ニトリ総合職社員>

・対象	：	組合員	3,852人	(平均年齢)	31.3歳	
・賃金改定額	：	月例給	一人平均	8,386円		2.50%
		内訳)	定期昇給	5,351円		
			ベースアップ含む			
			賃金改善	3,035円		

<ホームロジスティクス総合職社員>

・対象	：	組合員	252人	(平均年齢)	28.1歳	
・賃金改定額	：	月例給	一人平均	7,336円		2.94%
		内訳)	定期昇給	4,971円		
			ベースアップ含む			
			賃金改善	2,365円		

<エリア限定総合職社員>

・対象	：	組合員	137人	(平均年齢)	34.2歳	
・賃金改定額	：	月例給	一人平均	7,520円		2.85%
		内訳)	定期昇給	4,527円		
			ベースアップ含む			
			賃金改善	2,993円		

※他、契約社員群についてもエリア限定総合職社員に準じた賃金改定を実施

<パート・アルバイト社員>

・対象	：	25,771人				
・賃金改定額	：	時給	一人平均	30.7円		3.00%

主な賃金・労働条件改定内容

1. 年間休日数の1日増加(年間116日)
2. 慶弔休暇制度の拡大導入(契約社員まで対象範囲拡大)
3. 新卒初任基本給の引上げ(四年制大学卒242,000円、大学院卒252,000円)
※東京・大阪・神奈川勤務の場合

＜当リリースに関するお問合せ先＞
株式会社ニトリホールディングス 広報部 担当：白石
TEL：03-6741-1213/FAX：03-6741-1263